

IS会入会 ・ 利用規約

(名 称)

第1条 本会はサンライズヒルズカントリークラブIS会(以下IS会という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は満濃ヒルズ株式会社の経営するゴルフ場の諸施設を利用し健全なるゴルフを通じて入会者相互の健康と親睦を図る事を目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局はサンライズヒルズカントリークラブ(以下クラブという)内におく。

(入会及び資格)

- 第4条
- 1) 入会者は本会の目的に賛同し会費を納入しなければならない。
 - 2) 個人又は法人記名(1名)に限る。※但し法人記名は名義変更は出来ない。
 - 3) 入会資格は、入会手続完了日より9月末日までとする。

(会 費)

- 第5条
- 1) 本会の会費は、40,700円(税込)とする。(毎年10月1日～翌年9月末日) 入会承認後、速やかに会費を前納するものとする。
 - 2) 新規途中入会の場合は入会初年度のみ月割計算とする。
 - 3) 継続入会者は次年度の会費を9月末日迄に前納しなければならない。

(予約及び施設利用権)

- 第6条 入会者の施設利用権は次のとおりとする。
- 1) 入会者は、クラブが定める特定日、休場日等を除いた全日、利用できるものとする。
なお、施設利用料金は別に定める。
 - 2) 施設利用等権利の譲渡はできません。

(入会者の遵守義務)

- 第7条 入会者は次の各号の義務を負う。
- 1) 同伴又は紹介したビジターの行為、及び諸支払いについて連帯して責任を負う。
 - 2) クラブやIS会員の秩序を乱す行為、あるいは反社会的行為をしないこと。
 - 3) エチケットマナーを守り、クラブ利用約款、その他諸規則を遵守すること。

(入会資格喪失)

- 第8条 入会者は次の場合、除名退会処分とする。何れの場合も前納された会費の返還はしないものとする。
- 1) 会員証の不正使用、並びにクラブ利用約款に反するなど、不適切な行為が判明した場合。
 - 2) 死亡・退会した場合。
 - 3) 入会申込に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - 4) 組織暴力団の構成員であることが判明した場合。

(施設利用引受の拒絶)

- 第9条 当ゴルフ場は次の場合にはご利用をお断りします。
- 1) 満員でスタート時間に余裕がない場合。
 - 2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装又は行為
(暴力行為、威嚇行為等)をするか、する恐れがある場合。
 - 3) 暴力団関係者と認められた時又は、身体に入墨及びTattoo(タトゥー)のある方。
 - 4) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合。

(利用規約の改正)

- 第10条
- 1) 利用規約の改正は、会社の取締役会において改正する。
 - 2) 本利用規約が改正された場合、改正以前に会員になった者についても改正規約が適用される。

(付 則)

- 第11条
- 1) 本規約は平成26年4月1日から適用する。 令和1年10月1日 改定
 - 2) 本規約に定めのない事項は、クラブ会則、運営細則、利用約款に準ずる。

サンライズヒルズカントリークラブは個人情報保護法の法令等を遵守し、当該目的以外には利用致しません。